

港湾荷役料金表(沿岸荷役料金)

(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)

八代港

I 適用範囲

この港湾荷役料金(沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内⇔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき単位円)

品 目				金 額		
				接岸本船船側・はしけ内 ⇔上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ⇔上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		451	361	
		空		383	306	
	バレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		712	570		
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		530	424		
		完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)	801	641		
包 装 品	袋 物		963	770		
	べール物		1,066	853		
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		984	787	
		機械類(1個当り5トン以上のもの)		801	641	
		青果類		849	679	
冷凍品・冷蔵品		—	1,046			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			632	506	
	巻 取 紙(内地産)			711	569	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材	614	491
				南洋材		
			製 材		637	510
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			997	798	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		822	658	
		鋼 管(口径12インチ以上のもの) コイル		699	559	
石 材			691	553		
撒 貨 物	小 麦			743	594	
	肥料原料 鉍 礦 石 (粉)			819	655	
	鉍 礦 石 (塊) 特殊鉍 礦 石			639	511	
砂 糖						

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船船側・はしけ内⇔上屋・野積場内」の場合

(イ)接岸本船船側⇔上屋・野積場内の場合

(揚荷)本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ)はしけ内⇔上屋・野積場内の場合

(揚荷)はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

②「接岸本船船側・はしけ内⇔上屋・野積場前」の場合

(イ)接岸本船船側⇔上屋・野積場前の場合

(揚荷)本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ)はしけ内⇔上屋・野積場前の場合

(揚荷)はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4～6人 (5人)	7～9人 (8人)	10～12人 (11人)	13～15人 (14人)	16～18人 (17人)	19～21人 (20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	13,770	22,010	30,260	38,530	46,780	55,050
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	21,420	34,240	47,070	59,940	72,770	85,630

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4～6人 (5人)	7～9人 (8人)	10～12人 (11人)	13～15人 (14人)	16～18人 (17人)	19～21人 (20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	109,240	174,610	240,060	305,670	371,120	436,730
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	109,240	174,610	240,060	305,670	371,120	436,730

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ①昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ②半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内(コンテナフレートステーションを含む)の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内(コンテナフレートステーションを含む)に拼付けるまでの作業。

(1トンにつき単位円)

袋物・バール物及びこれらに類似した作業能率のもの	1,587
雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの	1,489
ユニタイズ貨物、ロックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当り5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	1,397

7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替え作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上屋保管料金

(1)本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

(2)本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容(坪当りの収容トン数)の料金を適用します。

(3)本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日1トンにつき 単位円)

貨物分類 \ 区分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ(野積場)	9	6
繊維原料類	38	30
青果	38	30
窯製品	47	38
その他の貨物	68	55

(注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。

2. コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。

3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1 トンにつき 4 円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1 トンにつき 3 円 50 銭

12. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当り 32 トン、40 フィート型は 1 個当り 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

14. その他

- (1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。